

**【消費者トラブル情報 Vol. 3 : 訪問購入のトラブルに注意！】**

- ・突然訪問してきた業者が「不用品を買い取る」と強引に自宅に上がり込もうとした
- ・「不要な食器などないか」と電話があり、訪問を承諾したところ、「他に貴金属はないか」と言われ、強引に買い取られてしまった など

**○アドバイス**

- ・購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。突然訪問してきた購入業者を家に入れないようにしましょう。
- ・訪問を受ける場合は一人では対応しないようにしましょう。
- ・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

**■市消費生活センター相談**

Tel:099-808-7500

**■消費者ホットライン**

Tel:188